

新旧対照表

福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例（令和二年福岡県条例第九号）	
改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 自転車 道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。</p> <p>二 自転車利用者 自転車を利用する者をいう。</p> <p>三 事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。</p> <p>四 交通安全団体 交通安全に関する活動又は自転車の安全で適正な利用の促進に関する活動を行う団体をいう。</p> <p>五 自動車等 法第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。</p> <p>六 自転車関係法令 法その他の自転車に関する法令（公安委員会規則を含む。）をいう。</p> <p>七 高齢者 六十五歳以上の者をいう。</p> <p>八 自転車交通安全教育 自転車の安全で適正な利用のための交通安全教育をいう。</p> <p>(削除)</p> <p>九 保護者 親権を行つる者、未成年後见人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。</p> <p>十 自転車小売業者 県内で自転車の小売を業とする者をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 自転車 道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。</p> <p>二 自転車利用者 自転車を利用する者をいう。</p> <p>三 事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。</p> <p>四 交通安全団体 交通安全に関する活動又は自転車の安全で適正な利用の促進に関する活動を行う団体をいう。</p> <p>五 自動車等 法第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。</p> <p>六 自転車関係法令 法その他の自転車に関する法令（公安委員会規則を含む。）をいう。</p> <p>七 高齢者 六十五歳以上の者をいう。</p> <p>八 自転車交通安全教育 自転車の安全で適正な利用のための交通安全教育をいう。</p> <p>九 児童等 十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。</p> <p>十 保護者 児童等を保護する責任のある者をいう。</p> <p>十一 自転車小売業者 県内で自転車の小売を業とする者をいう。</p>

改正案	改正前
<p>十一 自転車貸付業者 県内で自転車を 反復継続して貸し付ける事業者をいう。</p> <p>十二 自転車損害賠償保険等 自転車の 利用に係る事故により生じた他人の生 命又は身体の損害を填補するための保 険又は共済をいう。</p>	<p>十二 自転車貸付業者 県内で自転車を 反復継続して貸し付ける事業者をいう。</p> <p>十三 自転車損害賠償保険等 自転車の 利用に係る事故により生じた他人の生 命又は身体の損害を填補するための保 険又は共済をいう。</p>
<p>(家庭における自転車交通安全教育等)</p> <p>第十四条 保護者は、その監護する未成年 者に対し、自転車交通安全教育を行うよ う努めなければならない。</p> <p>2 保護者は、その監護する未成年者が自 転車を利用するときは、乗車用ヘルメッ トを着用させるよう努めなければならな い。</p> <p>3 高齢者の家族は、当該高齢者に対し、 乗車用ヘルメットの着用その他の自転車 の安全で適正な利用に関する事項につ いて助言をするよう努めなければならない。</p>	<p>(家庭における自転車交通安全教育等)</p> <p>第十四条 保護者は、その保護する児童等 に対し、自転車交通安全教育を行うよう 努めなければならない。</p> <p>2 保護者は、その保護する児童等が自転 車を利用するときは、乗車用ヘルメッ トを着用させるよう努めなければならない。</p> <p>3 高齢者の家族は、当該高齢者に対し、 乗車用ヘルメットの着用その他の自転車 の安全で適正な利用に関する事項につ いて助言をするよう努めなければならない。</p>
<p>(自転車の点検整備)</p> <p>第十六条 自転車利用者、自転車貸付業者 又は自転車を事業の用に供する事業者は 、その利用し、貸し付け、又は事業の用 に供する自転車について、安全性を確保 するために必要な点検及び整備を行うよ う努めなければならない。</p> <p>2 保護者は、その監護する未成年者が利 用する自転車について、安全性を確保す るために必要な点検及び整備を行うよう 努めなければならない。</p>	<p>(自転車の点検整備)</p> <p>第十六条 自転車利用者、自転車貸付業者 又は自転車を事業の用に供する事業者は 、その利用し、貸し付け、又は事業の用 に供する自転車について、安全性を確保 するために必要な点検及び整備を行うよ う努めなければならない。</p> <p>2 保護者は、その保護する児童等が利用 する自転車について、安全性を確保す るために必要な点検及び整備を行うよう 努めなければならない。</p>
<p>(自転車損害賠償保険等への加入)</p> <p>第十七条 自転車利用者(未成年者を除く 。以下この項において同じ。)は、自転 車損害賠償保険等に参加しなければならない。 ただし、当該自転車利用者以外の者 が、当該利用に係る自転車損害賠償保 険等に参加しているときは、この限りで ない。</p>	<p>(自転車損害賠償保険等への加入)</p> <p>第十七条 自転車利用者(児童等を除く。 以下この項において同じ。)は、自転車 損害賠償保険等に参加しなければならない。 ただし、当該自転車利用者以外の者 が、当該利用に係る自転車損害賠償保 険等に参加しているときは、この限りでな い。</p>

改正案	改正前
<p>2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しているときは、この限りでない。</p>	<p>2 保護者は、その保護する児童等が自転車を利用するときは、自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しているときは、この限りでない。</p>
<p>3 事業者は、自転車を事業の用に供するときは、自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。ただし、当該事業者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しているときは、この限りでない。</p>	<p>3 事業者は、自転車を事業の用に供するときは、自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。ただし、当該事業者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しているときは、この限りでない。</p>
<p>4 自転車貸付業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。ただし、当該自転車貸付業者以外の者（当該自転車貸付業者から自転車を借り受けている者を除く。）が、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しているときは、この限りでない。</p>	<p>4 自転車貸付業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。ただし、当該自転車貸付業者以外の者（当該自転車貸付業者から自転車を借り受けている者を除く。）が、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しているときは、この限りでない。</p>